平成２５年（再イ）第２０号
福岡市東区松崎４丁目12番25号
再生債務者　矢野　周一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月７日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再イ）第６号
山梨県都留市下谷４丁目２番24号　レオパレスＦｉｌｌ201
再生債務者　長岡　啓介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
甲府地方裁判所都留支部民事係

平成２４年（再イ）第２３８号
名古屋市西区五才美町127番地　ＨＩハイツ402号
再生債務者　森本　　賢
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１２号
大阪府門真市小路町２番27―４号
再生債務者　村上　裕輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第５９号
大阪市港区波除３丁目８番８号
再生債務者　久保田英夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第８０号
大阪府枚方市菊丘南町５番２―112号
再生債務者　立石　幸弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第９４号
大阪府高槻市日向町４番22号
再生債務者　涌本　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再イ）第２６号
大阪府松原市天美東２丁目53番地の60、前住所堺市北区長曽根町1251番地パークサイド新金岡606号
再生債務者　井原　進也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再イ）第８４号
広島市中区舟入南３丁目４番９―406号
再生債務者　山下　　勤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第６号
札幌市清田区清田６条４丁目２番15号
再生債務者　金　　義隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１号
茨城県牛久市田宮３丁目12番地３　ベルヴィラ牛久710
再生債務者　根本　貴志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２５年（再イ）第１号
千葉県銚子市春日町75番地の２　デューコート春日102号
再生債務者　北浦　俊樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第１号
愛知県豊川市一宮町錦137番地　ニューマウンテン303号
再生債務者　牧野　　愛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（再イ）第９０号
広島市安佐南区川内１丁目33番47―６号
再生債務者　白石　　清
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月10日
広島地方裁判所民事第４部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第15号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成25年６月５日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成25年６月21日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1、承認番号　第H135号
2、名称　欧姆龍（大連）有限公司
3、住所　中華人民共和国遼寧省大連経済技術開発区松江路３号
4、特定計量器の種類　抵抗体温計

1、承認番号　第H136号
2、名称　西鉄城精電科技（江門）有限公司
3、住所　中華人民共和国廣東省江門市江海区金星路399號Ｃ棟
4、特定計量器の種類　抵抗体温計